

副本

次回期日 令和5年2月1日 午後1時30分

令和4年(モ)第108号 文書提出命令申立事件

(基本事件: 令和4年(ワ)第14号 損害賠償請求事件)

申立人(基本事件原告) 高野邦夫

相手方(基本事件被告) 国

文書提出命令申立書に対する意見書

令和5年1月11日

広島地方裁判所三次支部民事訴訟係 御中


被告指定代理人

青 山 耕 治 

中 嶋 昌 浩 

荒 谷 諭 

南 和 之 

吉 賀 あゆみ 

山 下 峻 

被告は、本意見書において、申立人（基本事件原告）の令和4年11月21日付け文書提出命令申立書（以下「本件申立書」という。）による文書提出申立て（以下「本件申立て」という。）に対し、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語の使用については、本意見書で新たに使用するもののほか、答弁書及び第1準備書面等の例による。

## 第1 意見の趣旨

本件申立ては却下されるべきである。

## 第2 理由

### 1 基本事件（以下「本件訴訟」という。）における争点及び本件申立ての対象文書等

本件訴訟は、①申立人が別件刑事事件の告訴状（本件告訴状）を三次区検察庁検察官に提出したのは平成29年6月8日であるのに、同検察庁の牛尾検察官が日付を恣意的に「12」と記入して「ねつ造」したこと、及び②上記告訴事件に関する検察官の処分通知等の適法性が争われた別件訴訟（国賠訴訟）の指定代理人が、上記「ねつ造」された本件告訴状を別件訴訟で書証として提出したことが、いずれも国賠法1条1項の適用上違法であり、上記書証に基づいて、別件訴訟の担当裁判官が、誤った事実認定をした結果、申立人が敗訴したとして、相手方（被告）に対し、精神的苦痛に対する慰謝料及び告訴手続に要した費用相当額の損害賠償を請求する事案である。

申立人は、本件申立書において、対象文書を本件告訴状（甲第1号証）の原本（以下「本件対象文書1」という。）及び庄原区検察庁の送致番号簿（甲第5号証及び令和4年7月4日付け証拠説明書）の原本（以下「本件対象文書2」という。）と特定し、証明すべき事実を「牛尾副検事の文書偽造・同行使事実」と主張した上で、上記各文書が、民事訴訟法第220条1号の「引用文書」、

ないし同条3号の「利益文書又は法律関係文書」に該当すると主張している。

## 2 本件申立ては、理由がないこと

### (1) 相手方は、本件対象文書2を所持していないこと

本件対象文書2は、庄原区検察庁において作成された文書ではなく、相手方は、本件対象文書2を所持していないから、本件申立てのうち、本件対象文書2に係る部分は、理由がない。

なお、文書の所持の立証責任は申立人が負うことを付言する（東京高等裁判所昭和54年8月3日決定・判例時報942号52ページ）。

### (2) 本件対象文書1を取り調べる必要がないこと

前記のとおり、申立人は、本件対象文書1によって、「牛尾副検事の文書偽造・同行使の事実」を証明する旨主張するが、本件訴訟の被告第1準備書面第3（4ページ及び5ページ）で述べたとおり、原告の請求が棄却された別件訴訟の第1審においては、本件告訴状は書証として提出されておらず、同告訴状は、別件訴訟の第1審判決における判断の基礎とされていない。

また、本件告訴状が書証として提出された別件訴訟の控訴審においても、同告訴状の日付は争点と関係がなく、上記控訴審判決で原判決が変更されて申立人が勝訴しており、申立人に敗訴に伴う精神的苦痛が生じる余地はないことなどから（同5ページ）、原告の主張する前記違法行為と、損害との間に因果関係が認められないことは、明らかである。

そして、上記結論は、上記原告主張の証明すべき事実の立証の成否によって、左右され得るものではないから、本件対象文書1を取り調べる必要性はない。

更にいえば、本件訴訟において、本件告訴状の写しは、既に甲第1号証として、申立人から提出されているところ、本件申立書からは、本件対象文書1（本件告訴状の「原本」）が裁判所に提出されることによって、どのようにして「牛尾副検事の文書偽造・同行使」の事実が証明されるのか、全く不

明である。

なお、前記のとおり、本件対象文書1のうち、申立人が牛尾検察官による「ねつ造」と主張する部分は、日付の数字部分「12」のみであり、当該筆跡に顕著な特徴も見当たらないところ、仮に、申立人が本件対象文書1を提出させた上で、自ら同じ数字を記載した別文書と対照した資料を書証として提出するなどして、原告の筆跡と本件対象文書1の上記数字の記載の筆跡の異同等を立証することを意図しているのであれば、そのような証拠によって筆跡の異同等を立証することはできず、ましてや牛尾検察官が本件対象文書1を「ねつ造」したことの立証たり得ないことは、常識的に明らかである。

以上のとおり、本件文書1を取り調べる必要性がないことは明らかであるから、本件申立てのうち本件対象文書1に係る部分は理由がない。

### 第3 結語

以上のとおり、相手方は本件対象文書2を所持しておらず、本件対象文書1は取り調べる必要性がないから、本件申立ては速やかに却下されるべきである。

## 略称語句使用一覧表

略称	基本用語	最初に略称を使用した箇所		備考
		使用書面	ページ	
別件訴訟	広島地方裁判所三次支部平成30年(ワ)第19号損害賠償請求事件	第1準備書面	2	
牛尾検察官	三次区検察庁検察官副検事牛尾昌伸	同上	2	
別件指定代理人	別件訴訟の被告指定代理人	同上	2	
本件告訴状	平成29年6月12日付け告訴状	同上	2	
別件刑事事件	原告が、平成29年6月、本件告訴状を広島地方検察庁三次支部に提出した事件	同上	3	
本件処分	牛尾検察官が、別件刑事事件について、平成29年12月14日付けで行った処分	同上	3	
本件通知書	牛尾検察官が、原告に対し、平成29年12月14日付けで送付した本件刑事事件の処分通知書	同上	3	
国賠法	国家賠償法	同上	3	
本件申立書	令和4年11月22日付け文書提出命令申立書	文書提出命令申立書に対する意見書	2	
本件申立て	文書提出命令申立て	同上	2	
本件訴訟	基本事件：令和4年(ワ)第14号損害賠償請求事件	同上	2	
本件対象文書1	別件刑事事件において、原告が広島地方裁判所三次支部に提出した告訴状の原本	同上	2	
本件対象文書2	別件刑事事件について、庄原警察署から庄原区検察庁に送致された際の送致番号簿	同上	2	